

感染拡大防止のための法改正

新型インフル特措法、感染症法、入管法改正

背景

現行の特措法は新型コロナウイルスを対象に加えただけで、国や地方の権限が曖昧。対症療法的な施策が続き、実効性が不十分。

目的

特措法・感染症法の抜本改正、入管法改正により、国と地方が連携して、国民の命と暮らしを守る！

I 地方の役割拡充、国の支援強化

(緊急事態宣言の発出要請、国負担の給付金支給)

- 1 知事による緊急事態宣言発出等の要請、基本的対処方針の変更等の要請
- 2 地方行動計画における連携強化
- 3 国による物資生産・輸入の要請
- 4 宣言下の知事による立入検査
- 5 都道府県による給付金の支給
 - ①宣言下での要請・指示に応じた者への給付金を国が全額負担
 - ②それ以外は一部負担、地方起債

II 医療・検査体制の強化

(検査体制整備、軽症患者・無症状者への滞在要請)

- 1 宣言前の臨時医療施設の開設
- 2 軽症者等の施設・自宅への滞在要請
- 3 行政検査以外の検査体制の整備
- 4 医療等の施設・従事者への国の財政支援

III 海外からの感染防止

(上陸拒否事由の追加)

- 1 特定の感染症流行地域からの入国など、ウイルスを侵入させるおそれのある人の入国を拒否する法的根拠を明確化